



[様式第3号]

資料提供年月日	令和4年9月1日	
問い合わせ先	課名	産業政策課
	電話	直通 803-1342 内線 4514
担当者	職名・氏名	課長代理 二ノ宮和人
	職名・氏名	係長 松田 将治

## 広報連絡

- 1 件名 「岡山市海外展開支援事業補助金」の追加募集を行います
- 2 追加募集期間 令和4年9月1日（木）～12月23日（金）  
募集期限は12月23日（金）ですが、以下のとおり概ね1か月ごとに締切日を設定し、締切日ごとに応募案件を審査します。なお、予算の上限に達した場合、募集を締め切る場合があります。  
一次締切 令和4年9月30日（金）  
二次締切 令和4年10月31日（月）  
三次締切 令和4年11月30日（水）  
四次締切 令和4年12月23日（金）
- 3 事業の内容 市内事業者の海外への販路開拓にかかる経費の一部を補助します。
- 4 補助対象者 市内に本店若しくは主たる事業所を置き、市内で事業を行う事業者  
※法人の場合は本店登記が本市内にある必要があります。  
※個人事業主の場合は市内に住民登録をしている必要があります。

(裏面あり)

5 補助金概要 下表のとおり

補助事業	補助対象経費	補助率	限度額
海外見本市等 出展事業	小間料、展示装飾費、製品輸送費、 通訳翻訳費、広報費	1/2	40万円
海外現地調査等 事業	調査委託費、専門家旅費、通訳翻訳費		40万円
越境EC活用支援 事業	出店費、通訳翻訳費、広報費		40万円

※越境ECとは国際的な電子商取引のことをいいます。

※複数の事業を実施する場合は、各事業の限度額の範囲内かつ合計50万円以内です。

6 添付書類 案内チラシ

7 問い合わせ先・応募書類提出先

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1-1  
 岡山市産業観光局商工部産業政策課  
 Tel : 086-803-1342  
 e-mail : sangyouseisaku@city.okayama.lg.jp

～岡山市内事業者の海外への販路開拓を支援します～

# 岡山市海外展開支援事業

## 補助金のご案内



### 補助金の対象となる経費と限度額

海外見本市等の出展にかかる経費

限度額:40万円 補助率:1/2

海外現地調査等にかかる経費

限度額:40万円 補助率:1/2

※補助事業者が現地(海外)を訪問して実施する調査が対象です。

越境EC(国際的な電子商取引)にかかる経費

限度額:40万円 補助率:1/2

### 募集期間

令和4年9月1日(木)から令和4年12月23日(金)まで

一次締切:9月30日(金) 二次締切:10月31日(月)

三次締切:11月30日(水) 四次締切:12月23日(金)

各締切日ごとに応募案件を審査します。予算の上限に達した場合、募集を締め切る場合があります。

詳細は裏面及び募集要項を確認してください

お問い合わせ

岡山市産業観光局商工部産業政策課

TEL.086-803-1342 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号



## 1 補助対象者

中小企業基本法に規定する中小企業者であって、岡山市内に本店若しくは主たる事業所を置き、岡山市内で事業を行う事業者であること

※法人の場合は本店登記が岡山市内にある必要があります。

※個人事業主の場合は岡山市内に住民登録をしている必要があります。

## 2 補助の主な条件

1. 市税を滞納していないこと
2. 許認可等が必要な場合には、それらを取得していること
3. 募集要項に記載している補助対象外の業種に該当しないこと
4. 反社会的勢力に該当せず、今後も反社会的勢力との関係をもつ意思がないこと

## 3 補助対象経費・限度額

交付決定日から令和5年2月28日までに発注し支払ったもので、補助事業ごとに以下の経費が対象となります。

補助事業	補助対象経費	限度額
海外見本市等出展事業	小間料、展示装飾費、製品輸送費、通訳翻訳費、広報費	40万円
海外現地調査等事業	調査委託費、専門家旅費、通訳翻訳費	40万円
越境E C活用支援事業	出店費、通訳翻訳費、広報費	40万円

- ・補助対象経費の詳細は募集要項をご確認ください。
- ・複数の事業を実施する場合は、各事業の限度額の範囲内かつ合計50万円以内です。
- ・海外見本市等出展事業は製造業、ソフトウェア業又は建設業の方は対象外です。これらの業種の方は「岡山市製造業等販路拡張支援事業（見本市出品補助）」をご活用ください。

## 4 応募方法

以下の書類を岡山市産業政策課へ原本1部、副本1部を提出してください。

- ①応募書類チェックシート
- ②事業計画書の提出について（様式1）
- ③事業計画書（様式2）
- ④直近の確定申告書（別表一（一）、法人事業概況説明書）の写し※
- ⑤直近の決算書（表紙・貸借対照表・損益計算書）の写し※
- ⑥補助事業ごとに定められた書類

※個人事業主の方は、④・⑤に代えて直近の確定申告書（第一表、所得税青色申告決算書又は収支内訳書）の写しが必要です。

詳細は募集要項を確認してください

